

各所属所長 様
(市町村立学校、県立大学)

公立学校共済組合埼玉支部長

令和6年度における組合員証等の検認について（通知）

組合員情報及び被扶養者の資格の適否を確認するため、地方公務員等共済組合法施行規程第97条の規定に基づき、組合員証、組合員被扶養者証及び高齢受給者証（以下「組合員証等」という。）の検認を実施しますので、下記により取扱い願います。

記

1 昨年度との変更点

- (1) 情報連携による所得証明書の取得に係る同意書の提出期限について
提出期限は検認関係書類の提出期限と同日とします。（令和6年9月6日（金））
- (2) 「添付書類送付票」の追加について
チェックリストを兼ねた「[添付書類送付票](#)」を必要書類に追加しました。
- (3) 検認関係様式の公開について
今回の検認から、本通知に記載されている各様式を公立学校共済組合埼玉支部のサイトに掲載しましたので、ご活用ください。
<https://www.kouritu.or.jp/saitama/about/yousiki/index.html>

2 検認の対象者及び対象期間

- (1) 対象者
組合員及び被扶養者（令和6年6月1日現在資格を有する者）
- (2) 対象期間
令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

3 確認書類の提出期限及び検認の手順等

- (1) 確認書類の提出期限
令和6年9月6日（金）必着
※ 令和6年9月末日までに検認の審査が終了していない場合、令和5年1月以降の組合員証・被扶養者証等を無効とし、回収させていただく場合があります（地方公務員等共済組合法施行規程第97条第4項）。
- (2) 提出書類について
「4-1 提出書類（全所属が提出するもの）」および「4-2 提出書類（対象者がいる場合のみ提出するもの）」をご参照ください。
- (3) 検認結果等の連絡について
提出された書類に不足等がある場合は「検認事務不足書類等連絡票」を随時送付しますので、速やかに必要書類を提出してください。
検認が完了した場合は、令和6年10月以降に「検認完了通知」を送付します。

4-1 提出書類（全所属が提出するもの）

（1）所属所別組合員等一覧表（福利課控え）

一覧表は、令和6年5月23日（木）までに福利課で受理及び登録した申告内容に基づき作成しています。「福利課控え」と「所属所控え」の計2部送付されますので、記載内容を確認後、「福利課控え」右上の「事務担当者確認日」欄に確認した日を記入の上、提出してください。

主な確認項目等は以下のとおりです。資料1「[所属所別組合員等一覧表の確認に当たっての注意事項](#)」（P6）もご参照いただき、確認及び追記をお願いします。照合の結果、登録内容の訂正を要する場合は、「[共済組合員・被扶養者申告書](#)（以下「様式第1号」という。）」により速やかに所定の手続を行ってください。

（a）扶養手当について

扶養手当の事後確認が終了し、扶養手当上の扶養親族として確認できた場合は、備考欄の扶養手当は「有」に○を付けてください。扶養手当上の扶養親族でない場合は、備考欄の扶養手当は「無」に○を付けてください。

（b）住所について

同居から別居、別居から同居など、実際の住所と一覧表上の住所が一致していない場合は、一覧表を修正の上、[様式第1号](#)を提出してください。

※ 住所は住民票上の住所が記載されています。

（c）令和6年度中に65歳になる被扶養者について

「所属所別組合員等一覧表」の65歳到達欄に「*」を表示しています。[資料4](#)（P12）を65歳に到達する被扶養者がいる組合員に配付してください。詳細は「[65歳を迎える被扶養者の収入確認について](#)」を参照してください。

4-2 提出書類（対象者がいる場合のみ提出するもの）

普通認定（扶養手当上の扶養親族である被扶養者）の場合

令和6年6月1日現在、扶養手当の扶養親族として認定されている被扶養者についての取り扱いは、次のとおりです。

対象者	確認書類
下記以外の被扶養者	扶養手当の事後確認が完了している場合、提出する書類はありません。
市町村費支弁職員の被扶養者 （さいたま市立学校 川越市立川越高等学校を除く）	別紙6 市区町村長等が発行した 扶養手当支給証明書 （P26）

なお、今年度再任用1年目の職員の被扶養者や、昨年度末に22歳で扶養手当の要件を喪失した被扶養者については、こちらではなく**特別認定**に該当しますので、特別認定の欄をご覧ください。

特別認定（扶養手当上の扶養親族でない被扶養者）の場合

- 普通認定以外の被扶養者の提出書類は（1）必須書類（2）被扶養者の続柄による書類、（3）別居の被扶養者の書類の3種類に分かれます。（1）（2）は必須、（3）は該当する場合のみ必要です。
- 提出の際は、確認書類の右上（余白）に、所属所コードと組合員番号の電算用ゴム印を押印してください。

(1) 必須書類【特別認定の対象者全員分提出】

ア 別紙1 添付書類送付票

被扶養者ごとに、P 13に必要事項を記入し該当部分に✓を入れて、本書類を一番上にして提出してください。※普通認定の場合には添付不要です。

イ 別紙2 扶養事実届(検認用) (記入例: ①長男、②母、③長女)

P 14について、記入例を参考に記入してください。

ウ 被扶養者の所得に関する証明書

(ア) 必須書類と(イ) 所得に応じて必要な書類に分かれます。資料2「所得に関する証明書類について」のP 7「1 被扶養者の所得に関する証明書」をご参照いただき、被扶養者の状況に応じた書類を提出してください。

(2) 続柄による書類【特別認定の対象者全員分確認】

下表の被扶養者の続柄ア～ウに応じた書類が必要となります。

被扶養者の続柄	確認書類
ア 配偶者	なし
イ 子、孫、兄弟姉妹、 父母、祖父母	(ア) 通常の扶養義務者の所得に関する証明書
ウ その他3親等内 親族(義父母等)	(ア) 通常の扶養義務者の所得に関する証明書 (イ) 住民票の写し ※コピー可

(ア) 通常の扶養義務者の所得に関する証明書(上記イ、ウに該当するとき)

(a) 通常の扶養義務者とは

- ・通常の扶養義務者とは、民法上第一扶養義務を負う者、又は共同扶養における他の扶養義務者のことを言います。収入比較のため、下記に該当する者の収入を証明する書類が必要です。

被扶養者	通常の扶養義務者
子	組合員及びその配偶者
実父(母)	実母(実父)(組合員の配偶者は該当しません。)
義父(母)	義母(義父)及び組合員の配偶者
祖父(母)	祖母(祖父)及び父母

※ 認定対象者が上記以外の場合には、資格管理担当へお問合せください。

※ 下記のいずれかに該当する場合、その者との収入比較は不要です。

- 他の通常の扶養義務者が公立学校共済組合員(他支部及び任意継続組合員も含む)場合
- 組合員の被扶養者として認定されている場合
- 被扶養者が子で、組合員本人が基準日現在育児休業中の場合

(b) 通常の扶養義務者の所得確認書類

- ・必要な所得関係書類は資料2「所得に関する証明書類について」のP 10「2. 通常の扶養義務者の所得に関する証明書」を参照してください

(イ) 住民票の写し(上記ウに該当するとき)

同居要件の確認に住民票を使用します。下記①②を両方満たすものを提出してください(コピー可)。

- ① 令和6年1月1日以降に交付されたもの
- ② 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

(3) 別居の被扶養者の書類【該当者のみ】

- 被扶養者が別居している場合には、1年間(令和5年1月～令和5年12月)、組合員から別居の被扶養者への送金事実を客観的に確認できる、下表のいずれかの資料が必要です。

① 組合員口座から被扶養者口座への振込明細書または通帳の写し (口座名義ページ含む) ※ 送金者(組合員)氏名、送金日、送金額の記録があるもの
② 被扶養者が居住する住居の家賃を組合員が負担していることがわかる資料 ※ 組合員から貸主に対する支払を確認できる、送金者、受取人、送金額、送金日がわかるもの
③ クレジットカードの家族カードを被扶養者に対し発行し使用していることがわかる資料 ※ クレジットカードの明細等で、被扶養者が家族カードを使用して生活費等を決済していることがわかるもの
④ 被扶養者口座の組合員に対し交付された代理人カードを使用して組合員が入金していることがわかる資料
⑤ 現金書留の「書留・特定記録郵便物等受領証」の写し等

※ 配偶者・子以外の被扶養者については、「別居認定対象者の総収入額の3分の1以上を組合員が送金していること」が要件の1つとなっております。

※ 別居認定の要件を満たさなくなった場合は、[様式第1号の2](#)と共に別紙4「[別居被扶養者に係る認定取消申告書](#)」を提出し、被扶養者取消の手続きをしてください。よくある取消事例を資料3「[別居扶養者の取消事例](#)」に掲載しましたので、参照してください。

5 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金等※は、被扶養者認定における収入には含めません。よって、各種支援金等を受給している者に係る確定申告書及び損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書)を提出する際は、各種支援金等の名称と金額が確認できるものの写しも併せてお願いします。

※ 雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、持続化給付金、特別定額給付金、小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等

6 65歳を迎える被扶養者の収入確認について

65歳に達すると老齢基礎年金の請求が可能となります。老齢基礎年金を受給することとなった場合は受給開始後の収入額が変わるため、認定要件を満たすか確認が必要です。

令和6年度中に65歳になる被扶養者(生年月日が昭和34年4月2日～昭和35年4月1日)については、「所属所別組合員等一覧表」の65歳到達欄に「*」を表示しています。注意事項をまとめましたので、[資料4](#)(P12)を65歳に到達する被扶養者がいる組合員に配付くださるようお願いいたします。

7 その他

- (1) 組合員は海外居住中だが、被扶養者が国内に居住している場合は、組合員証等の検認の手続を行ってください。
- (2) 当通知の目次等は下記のとおりです。事務処理の参考にしてください。

ページ数	資料番号	キーワード	様式名等
P 1 ～ P 5			・ 通知
P 6	資料 1	一覧表	・ 所属所別組合員一覧表確認の注意事項
P 7 ～ P 10	資料 2	所得	・ 所得に関する証明書類について
P 11	資料 3	別居	・ 別居扶養注意事項
P 12	資料 4	一覧表 所得	・ 65歳パンフレット
P 13	別紙 1	必須書類	・ 添付資料送付票
P 14 ～ P 17	別紙 2	必須書類	・ 扶養事実届（検認用） ・ （記入例：①長男、②母、③長女）
P 18 ～ P 19	別紙 3	所得	・ 給与等に関する証明書 ・ （記入例）
P 20	別紙 3-2	所得	・ 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
P 21 ～ P 22	別紙 3-3	所得	・ 給与等に関する証明書（一時的収入増加） ・ （記入例）
P 23	別紙 4	別居	・ 別居被扶養者に係る認定取消申告書
P 24 ～ P 25	別紙 5	所得	・ 同意書 ・ （記入例）
P 26	別紙 6	普通認定	・ 扶養手当支給証明書

【問合せ先】

公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

所在地：〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階
(埼玉県教育局教育総務部福利課内)

電 話：048(830)6694

所属所別組合員等一覧表の確認に当たっての注意事項

事務担当者が内容を確認した日を記入してください。

事務担当者確認日

月 日

組合員 番号	氏 名	65歳 到達	性別	生年月日	共済資格 取得年月日	住民票上の住所	続柄	口座	同・別	備考
999999	埼玉 太郎		男	S55.01.15	H09.04.01	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21	本人	埼玉りそな 浦和東口 普通*****		
	埼玉 花子		女	S55.05.20	H09.05.15	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21	妻	R6.6.1取消 (R6.6.1共第1号様式提出済)	同	扶養手当(有・無)
	埼玉 福子		女	H13.08.24	H13.08.24	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-2 (アメリカ) R6.6.30住所変更	長女		同 列	扶養手当(有・無) 特
	埼玉 三郎		男	H14.07.12	H14.07.12	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21 360-0037 熊谷市東店1-1-102 (R6.7.5共第1号様式提出済)	長男		同 列	扶養手当(有・無) 特
	埼玉 治郎	*	男	S34.08.02	R03.04.01	330-0063 埼玉県 さいたま市浦和区 高砂3-14-21	父		同	扶養手当(有・無)

※ 組合員及び被扶養者の記載内容を確認の上、誤りや現況との相違がある場合は、所属所の事務担当の方に申し出てください。

令和6年度中に65歳になる被扶養者について、*印で表示しています。

同居から別居、別居から同居など、実際の住所と一覧表上の住所が一致していない場合は、一覧表を修正の上、様式第1号を提出してください。すでに様式第1号を提出している場合は、提出日も記入してください。

※ 被扶養者の住民票が日本国内にない場合は、住所欄に「海外国名」を記入してください。

※ 郵便番号・住所も必ず確認してください。

※ 別居被扶養者の住所も確認してください。

次のような場合、一覧表に記載されている資格取得年月日と組合員証に記載されている資格取得年月日が相違する場合がありますが、問題はありません。

- 組合員種別の異動
短期組合員 → 一般組合員
一般組合員 → 短期組合員
・・・異動があった日
- 給与区分の切替
・ 県費支弁職員→市費支弁職員
・ 市費支弁職員→県費支弁職員
・・・異動してきた日

扶養手当の事後確認が終了し、扶養手当上の扶養親族として確認できた者は「有」、扶養手当上の扶養親族でない場合は「無」を○で囲んでください。

※ 扶養手当の有無で、検認時の確認項目が異なるので、記入は正確をお願いします。

金融機関等の合併や支店の統廃合により、使用できない口座が増えていますので、御留意ください。

※ 令和6年5月23日(木)までに福利課で受理及び登録をした内容に基づき作成しています。

※ 記載事項を確認した結果、修正する項目があった場合、様式第1号での修正申告が必要です。不明な点等ございましたら、資格管理担当へ御連絡ください。

	イ 収入合計額が120万円以上130万円未満※ ・所得証明書の余白に通勤手当の支給の有無を記入してください。 ・通勤手当が支給されている場合は、<u>令和5年1月から令和5年12月までの通勤手当支給額を所得証明書の余白に記入してください。</u> ※ 障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は、120万円を170万円に、130万円を180万円に読み替えてください。 ● 別紙5「同意書」を提出された方で所得情報照会の結果、上記アイに該当することが判明した場合は、当組合から御連絡しますので御対応をお願いします。
所得証明書に記載されない年金を受給している者 (遺族・障害年金、年金生活者支援給付金等)	① 「(1) 必須書類」 ② 該当する年金に係る令和5年度の年金改定通知書の写し又は振込通知書の写し
個人年金を受給している者	① 「(1) 必須書類」 ② 受給している個人年金の年金額がわかる書類の写し(令和5年度の年金額) ③ 確定申告している場合は、確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと)
事業所得、農業所得、不動産所得等がある場合 (マイナスの場合も必ず提出)	① 「(1) 必須書類」 ② 確定申告書の写し及び損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書)の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと) (*2)
株等譲渡収入・配当所得等がある場合	① 「(1) 必須書類」 ② NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合 ・証券会社が発行する年間取引報告書の写し ③ 確定申告をしている場合 ・確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと) ・株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
その他の所得がある場合	① 「(1) 必須書類」 ② 収入額が把握できる証明書等の写し

資料2 所得に関する証明書類について

- (※ 1) 令和5年1月（最長の場合。給与の支給状況によって異なります。）から現在までを証明しているもの（P19の[記入例](#)を参照）。
- 人手不足による労働時間延長等により一時的に増加した場合の特例を受けることを希望する場合は、別紙3-2「[被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書](#)」（P20）及び別紙3-3「[給与等に関する証明書（一時的な収入変動あり）](#)」（P21）を提出してください。（他の収入の状況により特例を受けられない場合もあります。）
- (※ 2) 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金等（持続化給付金・雇用調整助成金等（通知内P4、「5 [新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金の取扱いについて](#)」参照）を受給している場合は、各種支援金等の名称と金額が確認できるものの写しも併せて御提出をお願いします。

上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。また、認定限度額未満であっても、他の健康保険に加入している場合は被扶養者にはなれません。速やかに、取消しの手続をしてください。

2. 通常の扶養義務者の所得に関する証明書

通常の扶養義務者		提出書類
組合員本人		源泉徴収票の写し（令和5年分）
他の扶養義務者	① 公務員 （公立学校共済組合以外）	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可）
	② 民間企業勤務	
	③ 事業所得、農業所得、不動産所得がある方	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） 確定申告書及び損益計算書（青色申告決算書又は収支内訳書）等の写し（P9、（*2）参照）
	④ 株等譲渡収入がある方	（NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合） ・ 所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） ・ 証券会社が発行する年間取引報告書の写し
		（確定申告をしている場合） ・ 所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） ・ 確定申告書の写し（個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと） ・ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
	⑤ 公的年金受給者	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） 障害、遺族等の公的年金を受けている場合、当該年金に係る年金額改定通知書の写し
		所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） 年金額が記載された書類の写し（最新のもの）
	⑥ 私的年金受給者	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可） 年金額が記載された書類の写し（最新のもの）
	⑦ パート・アルバイト	所得証明書の写し（※源泉徴収票は不可）

※ 通常の扶養義務者の所得証明書は、情報連携では取得できません。必ず所得証明書の写しを提出してください。

※ 上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。

- 子の特別認定において、組合員とその配偶者で共同扶養している場合は、組合員の収入が配偶者の収入より多いか同程度（多い方の1割以内の差額）であれば、認定が可能です。
- 子の特別認定において、配偶者と離別したことにより別居している場合でも、配偶者から子に対して送金を受けている場合は、収入比較が必要となることがありますので、別紙2「[扶養事実届（検認用）](#)」（P14）の「IV通常の扶養義務者」欄は、必ず記入してください。送金を受けていない場合は収入比較は不要です。
- 育児休業中の組合員の収入は、育児休業を取得していないとしたならば受給できる給与等の額で比較します。育児休業に入る直前の「源泉徴収票」の写しを提出してください。また、被扶養者が子の場合は提出不要です。

別居扶養で取消しになる場合の事例

別居している父母等が認定取消しとなる代表的な事例をあげましたので、参考にしてください。

1 認定対象者の「総収入額」の3分の1以上を送金等していますか？

ここでいう「総収入額」には、年金・給与・事業所得など自分の名義で受給する収入の他に、組合員の送金額及び他の親族からの送金等の額も含まれます。同居者からの生活費負担額もある場合は、その額も含みます。

たとえば、次の場合には、組合員は弟よりも多く送金していますが、送金額が母の「総収入額」の3分の1に満たないので、認定できません。

認定対象者	母(60歳以上)	収入(年金)	100万円
同居者	父(60歳以上)	収入(年金)	200万円
送金者	組合員	送金額	80万円
//	弟	//	40万円

認定対象者(母)の総収入額 = 100万円 + ※50万円 + 80万円 + 40万円 = 270万円

※ 50万円は、父の母に対する生活費負担額(200万円 - 100万円) / 2

組合員の送金額80万円 < 270万円 × 1 / 3 (90万円)

2 送金等している者の中で、送金等の額が最も多いですか？

認定できるのは、送金等している親族の中で、組合員の送金等の額が最も多い場合です。

たとえば、次のときは、組合員は母の「総収入額」の3分の1以上を送金していますが、弟の送金額より組合員の送金額が少ないので、認定できません。

認定対象者	母(60歳以上)	収入(年金)	50万円
同居者	なし		
送金者	組合員	送金額	80万円
//	弟	//	100万円

3 別居先の父母の収入合算額が限度額を超過していませんか？

認定対象者単独の収入が扶養の条件である130万円／年(あるいは180万円／年)の収入限度額未滿かつ、認定対象者の配偶者との収入合算額がそれぞれの収入限度額の合算額未滿であることを目安とします。

次の場合には、送金等の額については、要件を満たしていますが、夫婦の収入合算額が限度額の合算額を超過していますので、認定できません。

認定対象者	母(60歳以上)	収入(年金)	120万円
同居者	父(60歳以上)	収入(年金)	260万円
送金者	組合員	送金額	100万円

120万円 + 260万円 = 380万円 ≥ 360万円(180万円 × 2人)

60歳以上の方の収入限度額は180万円です。

※ ここにあげた事例以外にも取消しとなる場合があります。不明な点はお問合せください。

≪問合せ先≫ 担当: 公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当
 (埼玉県教育局教育総務部福利課内)
 電話: 048-830-6694

65歳を迎える御家族を扶養している方へ

被扶養者の収入の確認をお願いします！

65歳になると、老齢基礎年金を請求することができます。年金の受給開始や年金額の変動により収入が認定限度額を超過した場合には、被扶養者の資格を喪失しますので、下記の点に御注意ください。

○年金の決定・改定・年金額変更の通知書が届いたら、確認しましょう

60歳以上の者、又は障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の「認定限度額」は180万円未満です。

年金の決定、改定に係る通知書等が届いた場合には、「収入」の確認をお願いします。

年額が合計180万円以上になった場合には、被扶養者の資格を喪失します。

※「収入」とは、年金、給与、個人年金など御家族自身が受け取るすべての収入をいいます。

○父母の収入合算金額を、確認しましょう

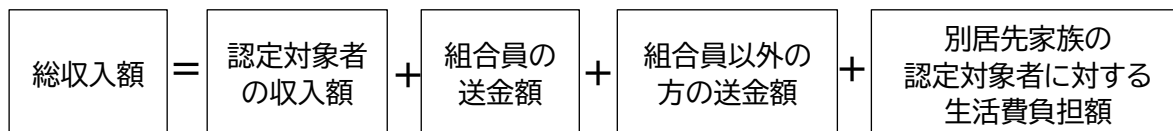
たとえば、母親を被扶養者としようとするとき、第一扶養義務者である父に、母を扶養することができる程度の収入がある場合は、原則として母の収入が認定限度額未満であっても被扶養者として認定することができません。父と母の年間収入を合算し、その額がそれぞれの認定限度額（年額130万円。ただし、60歳以上の者、又は障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者は180万円）の合算額未満であることを認定の目安とします。

収入が増加（新たに年金の決定・改定など）した場合、父母の収入を合算した金額が超過する場合もありますので、御注意ください。

○別居している家族を扶養している場合の要件とは

別居している親族（父母、祖父母、兄弟姉妹、孫）を被扶養者として認定する場合、認定対象者の「総収入額」の1/3以上の額を組合員が認定対象者に対し送金をしていることが認定要件となります。

認定対象者の収入が増加し、送金額の割合が「総収入額」の1/3未満となった場合は、被扶養者の資格を喪失しますので、速やかに取消しの手続きをお願いします。



※ 被扶養者の認定要件に該当しなくなった場合には、速やかに取消しの手続きをしてください。

※ 不明な点がある場合には、お問合せください

＜問合せ先＞

担当：公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電話：048-830-6694

別紙 1

検認（特別認定） 添付書類送付票

組合員に関すること	
組合員番号:	氏名:
被扶養者に関すること	
被扶養者名:	続柄:

- この送付票は、被扶養者ごとに作成してください
 ○該当する□に✓を入れてください
 ○「続柄」とはすべて「組合員本人から見た続柄」です

書類の種類	注意事項等	添付書類
(1) 必須書類 必須!	※右の①② 両方必須	☐ ① 扶養事実届(検認用)別紙2 ☐ ② 被扶養者の所得に関する証明書 必須書類 (下記アかイのいずれか必須) ☐ ア 被扶養者の所得証明書の写し ☐ イ 同意書別紙5 ☐ 平成20年4月2日以降生まれ (前年度まで未就学児・義務教育期間) → ②提出不要 所得に応じた書類(事業所得、個人年金など) ☐ 該当する所得に関する書類
(2) 続柄に関する書類 必須!	被扶養者の続柄	
	☐ 配偶者	無し
	☐ 子 ※右の①② 両方必須	通常の扶養義務者の所得に関する証明書 ☐ ① (組合員本人) 源泉徴収票 ☐ ② (配偶者) 所得を証明する書類 ☐ 配偶者が被扶養者・当共済組合員 または ☐ 組合員本人が6月1日現在育休中 → ①②ともに提出不要
	☐ 実父(母) ※右の①② 両方必須	通常の扶養義務者の所得に関する証明書 ☐ ① (組合員本人) 源泉徴収票 ☐ ② (実母(父)) 所得を証明する書類 ☐ 実母(父)が被扶養者・当共済組合員 → ①②ともに提出不要
	☐ 祖父(母) ※右の①～④ 全て必須	通常の扶養義務者の所得に関する証明書 ☐ ① (組合員本人) 源泉徴収票 ☐ ② (祖母(父)) 所得を証明する書類 ☐ ③ (実父) 所得を証明する書類 ☐ ④ (実母) 所得を証明する書類 → ②～④は被扶養者・当共済組合員なら省略可 ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ※省略できる親族等に✓ → ②～④すべて省略可なら①も省略可
	☐ 義父(母) ※右の①～④ 全て必須	通常の扶養義務者の所得に関する証明書 ☐ ① (組合員本人) 源泉徴収票 ☐ ② (配偶者) 所得を証明する書類 ☐ ③ (義母(父)) 所得を証明する書類 → ②～③が被扶養者・当共済組合員なら省略可 ☐ ② ☐ ③ ※省略できる親族等に✓ → ②③両方省略可なら①も省略可 住民票 ☐ ④ 住民票の写し (コピー可)
	☐ 上記以外の親族	☐ 福利課の案内する書類 ※ 福利課まで事前にご連絡ください
(3) 別居に関する書類 該当者のみ	被扶養者が別居の場合 に必須	☐ 送金の事実が確認できる書類

扶 養 事 実 届 （ 検 認 用 ）

◆ 提出の際は、様式の右上に電算用ゴム印を押印すること。

所 属 所 名					組合員氏名				
所属所コード					組合員番号				

I 認 定 対 象 者	氏 名 (続柄)	生 年 月 日	昭和 平成 令和	年	月	日	性 別	男 女
	居住状況	同居・別居 (別居の場合は右欄Vも記入)						

II 扶 養 理 由	◆ 扶養の実態、扶養の理由を具体的に記入してください。 ◆ 通常の扶養義務者が他にいる場合には、その者が扶養できない理由を具体的に記入してください。 (※) ※ 通常の扶養義務者とは、社会通念上、扶養第一義務を負うと考えられる者。又は、共同扶養における他の扶養義務者																														
	◆ 該当する項目すべてに○をしてください。 職 業： 無 ・ 有 (具体的に記入) 収入の有無： 無 ・ 有 (収入有の者は以下に記入してください。) 収入の種別 ↓ <table><tr><th>収入等の種別</th><th>有無</th><th>「有」の場合の種類</th><th>金額 (年額)</th></tr><tr><td>公的年金</td><td>有・無</td><td>老齢又は退職年金 ・ 遺族年金 ・ 障害年金 ・ その他 ()</td><td></td></tr><tr><td>私的年金</td><td>有・無</td><td>名称 () (注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます。</td><td></td></tr><tr><td>給与収入</td><td>有・無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事業所得等</td><td>有・無</td><td>商業 ・ 工業 ・ 農業 ・ 漁業 ・ その他 () (注) 原則として確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)の写しが必要となります。</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>有・無</td><td>株等 ・ 利子 ・ 不動産 ・ 傷病手当金 ・ その他 ()</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">年間収入額 (A)</td><td></td></tr></table>				収入等の種別	有無	「有」の場合の種類	金額 (年額)	公的年金	有・無	老齢又は退職年金 ・ 遺族年金 ・ 障害年金 ・ その他 ()		私的年金	有・無	名称 () (注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます。		給与収入	有・無			事業所得等	有・無	商業 ・ 工業 ・ 農業 ・ 漁業 ・ その他 () (注) 原則として確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)の写しが必要となります。		その他	有・無	株等 ・ 利子 ・ 不動産 ・ 傷病手当金 ・ その他 ()		年間収入額 (A)		
収入等の種別	有無	「有」の場合の種類	金額 (年額)																												
公的年金	有・無	老齢又は退職年金 ・ 遺族年金 ・ 障害年金 ・ その他 ()																													
私的年金	有・無	名称 () (注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます。																													
給与収入	有・無																														
事業所得等	有・無	商業 ・ 工業 ・ 農業 ・ 漁業 ・ その他 () (注) 原則として確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)の写しが必要となります。																													
その他	有・無	株等 ・ 利子 ・ 不動産 ・ 傷病手当金 ・ その他 ()																													
年間収入額 (A)																															

公立学校共済組合埼玉支部長 様	
扶養の事実について上記のとおり申告します。 なお、被扶養者としての要件を欠くこととなった場合には、速やかに申告します。	
令和 年 月 日	住 所 申請者 氏 名

III 組 合 員 と 同 居 す る 家 族	氏 名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	組合員番号
		本人 (組合員)			○		円	
		配偶者 (有・無)					円	
							円	
							円	

IV 通 常 の 扶 養 義 務 者	◆ 組合員本人以外に通常の扶養義務者がいる場合、その者について記入してください。 通常の扶養義務者についてⅢ、Ⅴに記入している場合は、記入不要です。							
	氏 名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	摘要
							円	
	認定対象者との 居住状況	同居・別居	別居の場合、送金額 (年額) を記入				円(C)	

V 別 居 扶 養 に 関 す る 事 項	◆ 認定対象者に対する組合員及び他の送金者の送金額等				
	氏 名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。)	送金の開始日
		本人 (組合員)	円(B)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	年 月 日
	組合員本人以外の送金者の状況 (有・無) ↓				組合員本人については、送金の事実が確認できる書類(※)の添付が必要です。 (令和5年1月～令和5年12月) ※送金の事実が確認できる書類とは、預金通帳の写し(原則被扶養者名義のもの)、現金書留の控え等です。
	氏 名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。)	
			円(C)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	
			円(C)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	
	別居先の家族構成 (同居者 有・無) ↓				
	氏 名	続柄	年齢	収入額 (年額)	認定対象者に対する生活費負担額(D)
				円	円
			円	円	
			円	円	

事 務 局 処 理 欄						
認定対象者の 収入 (A)	組合員の送金額 (B)	組合員以外の者の 送金額 (Cの計)	生活費負担額 (D)	総収入額 (左の計)	総収入の1/3	認定の可否

記入例1

扶養事実届（検認用）

◆ 提出の際は、様式の右上に電算用ゴム印を押印すること。

I 認定対象者	氏名 (続柄)	埼玉和也 (長男)		生年 昭和 平成 令和	13年12月21日 (22歳)	性別	男
	居住状況	同居 別居 (別居の場合は右欄Ⅴも記入)					

配偶者欄が空欄の場合、Ⅳに記入が必要となることがあります。

所属所名				組合員氏名			
所属所コード				組合員番号			
福利小学校				埼玉和夫			
4	9	A	9	9	8	9	9

扶養理由	◆ 扶養の実態、扶養の理由を具体的に記入してください。 ◆ 通常の扶養義務者が他にいる場合には、その者が扶養できない理由を具体的に記入してください。(※)																						
	長男は、アルバイト収入のみであり、収入額が少ない。 通常の扶養義務者である配偶者よりも私の方が収入が多いため、私が長男の生活費を負担している。																						
	※ 通常の扶養義務者とは、社会通念上、扶養第一義務を負うと考えられる者。又は、共同扶養における他の扶養義務者。																						
Ⅱ 前年1月～12月の状況	◆ 該当する項目すべてに○をしてください。 職業：無・有 (具体的に記入 アルバイト) 収入の有無：無・有 (以下に記入) 収入の種別	収入「有」の場合は、以下のすべての収入等の有無に○をつけてください。																					
	<table><tr><th>収入等の種別</th><th>有無</th><th></th></tr><tr><td>公的年金</td><td>有 無</td><td>年齢又は退職年金・その他 ()</td></tr><tr><td>私的年金</td><td>有 無</td><td>名称 () (注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます。</td></tr><tr><td>給与収入</td><td>有 無</td><td>960,000</td></tr><tr><td>事業所得等</td><td>有 無</td><td>商業・工業・農業・漁業・その他 () (注) 原則として確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)の写しが必要となります。</td></tr><tr><td>その他</td><td>有 無</td><td>株等・利子・不動産・傷病手当金・その他 ()</td></tr><tr><td colspan="2">年間収入額 (A)</td><td>960,000</td></tr></table>		収入等の種別	有無		公的年金	有 無	年齢又は退職年金・その他 ()	私的年金	有 無	名称 () (注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます。	給与収入	有 無	960,000	事業所得等	有 無	商業・工業・農業・漁業・その他 () (注) 原則として確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)の写しが必要となります。	その他	有 無	株等・利子・不動産・傷病手当金・その他 ()	年間収入額 (A)		960,000
	収入等の種別	有無																					
公的年金	有 無	年齢又は退職年金・その他 ()																					
私的年金	有 無	名称 () (注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます。																					
給与収入	有 無	960,000																					
事業所得等	有 無	商業・工業・農業・漁業・その他 () (注) 原則として確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)の写しが必要となります。																					
その他	有 無	株等・利子・不動産・傷病手当金・その他 ()																					
年間収入額 (A)		960,000																					

Ⅲ 組合員と同居する	氏名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	組合員番号
	埼玉和夫	本人 (組合員)	51	教員	○		7,800,000 円	
	埼玉好子	配偶者 (有) 無	48	会社員			7,400,000 円	
	埼玉和也	長男	22	学生		○	960,000 円	

※通常の扶養義務者(この場合、組合員及び配偶者)の収入比較の書類を添付してください。
組合員：源泉徴収票
配偶者：所得証明書、(確定申告をしている場合加えて)確定申告書及び損益計算書等の写し
※配偶者が、公立学校共済組合の組合員である場合(任意継続組合員も含む)又は組合員の被扶養者である場合は収入比較は必要ありません。

Ⅳ の扶養義務者	氏名	続柄	年齢	職業	組合員である場合には○	扶養者である場合には○	収入見込み額 (年額)	摘要
							円	
	認定対象者との	同居・別居	別居の場合、送金額	円 (C)				

※通常の扶養義務者がⅢ、Ⅳ及びⅤ以外にいる場合、Ⅳに記入してください。
例えば、子の特別認定において、配偶者と離別し別居している場合は、その者について記入してください。
その者から子に対して送金をしている場合は収入比較が必要になることがあります。
※その者が、公立学校共済組合の組合員である場合又は組合員の被扶養者である場合は収入比較は必要ありません。

Ⅴ 別居する事項	(組合員)		その他 ()		年 月 日
	組合員本人以外の送金者の状況 (有・無)				
	氏名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。)	組合員本人については、送金の事実が確認できる書類 (※) の添付が必要です。 (令和5年1月から令和5年12月) ※送金の事実が確認できる書類とは、預金通帳の写し (原則被扶養者名義のもの)、現金書留の控え等です。
			円 (C)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	
			円 (C)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	
別居先の家族構成 (同居者 有・無)					
	氏名	続柄	年齢	収入額 (年額)	認定対象者に対する生活費負担額 (D)
				円	円
				円	円
				円	円

収入額は前年の収入額を記入してください。また所得証明書を添付してください。

公立学校共済組合埼玉支部長 様	
扶養の事実について上記のとおり申告します。 なお、被扶養者としての要件を欠くこととなった場合には、速やかに申告します。	
令和 6 年 6 月 5 日	住 所 さいたま市浦和区高砂△-□-○
申請者	氏 名 埼玉和夫

事務局処理欄					
認定対象者の収入 (A)	組合員の送金額 (B)	組合員以外の者の送金額 (Cの計)	生活費負担額 (D)	総収入額 (左の計)	総収入の1/3

記入例2

扶養事実届（検認用）

所属所名					組合員氏名				
所属所コード					組合員番号				
福利小学校					福 利 太 郎				
4	9	A	9	9	8	9	9	9	9

◆ 提出の際は、様式の右上に電算用ゴム印を押印すること。

I 認定対象者	氏 名 (続柄)	福利孝子 (母)		生年 月 日	昭和 平成 令和 34 年 1 月 21 日 (65 歳)	性 別	男 女
	居住状況	同居 (別居) (別居の場合は右欄Vも記入)					

II 扶養理由	◆ 扶養の実態、扶養の理由を具体的に記入してください。 ◆ 通常の扶養義務者が他にいる場合には、その者が扶養できない理由を具体的に記入してください。 (※)	母は、年金収入のみであり、収入額が少ないため。 通常の扶養義務者である父も年金収入のみのため、私 が母の生活費として、毎月75,000円を送金している。	
	※ 通常の扶養義務者とは、社会通念上、扶養第一義務を負うと考えられる者。又は、共同扶養における他の扶養義務者。		

III 前年1月～12月の状況	◆ 該当する項目すべてに○をしてください。 職 業 : 無・有 (具体的に記入) 収入の有無 : 無・有 (以下に記入してください。)	収入「有」の場合は、以下のすべての所得の有無に○をつけてください。		
	収入等の種別	有無	「有」の場合の種類	金額 (年額)
	公的年金	有・無	老齢又は退職年金・遺族年金・障害年金・その他 ()	900,000
	私的年金	有・無	名称 (個人年金)	600,000
	(注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます			
給与収入	有・無	受給しているすべての年金改定通知書(最新)及び所得証明書を添付してください。		
事業所得等	有・無	給与及び年金以外に収入があり、確定申告をしている場合は、年金改定通知書、確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)を添付してください。		
(注) 原則として確定申告				
その他	有・無			
年間収入額 (A)		1,500,000		

公立学校共済組合埼玉支部長 様	
扶養の事実について上記のとおり申告します。 なお、被扶養者としての要件を欠くこととなった場合には、速やかに申告を中止してください。	
令和 6 年 6 月 6 日	住 所 さいたま市浦和区高砂
申請者	氏 名 福 利 太

III 組合員と同居する家族	氏 名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	組合員番号
	福利太郎	本人 (組合員)	40	教員	○		6,800,000 円	
	福利花子	配偶者 (有・無)	38	教員	○		6,500,000 円	123456
	福利一郎	長男	15	学生		○	0 円	
	福利みどり	長女	13	学生		○	0 円	
							円	

IV 通常の扶養義務者	◆ 組合員本人以外に通常の扶養義務者がいる場合、その者について記入してください。 通常の扶養義務者についてIII、Vに記入している場合は、記入不要です。							
	氏 名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	摘要
	認定対象者との居住状況		同居・別居	別居の場合、送金額 (年額) を記入			円 (C)	

認定対象者に対する組合員及び他の送金者の送金額等				
氏 名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。)	送金の開始日
福利太郎	本人 (組合員)	900,000 円 (B)	口座振り込み 現金書留 手渡し (その他)	H28 年 12 月 21 日
組合員本人以外の送金者の状況 (有・無)				
氏 名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (有・無)	組合員本人については、送金書類です。令和5年1月～令和5年12月分の通帳の写し(名義部分を含む)を添付してください。送金部分にはマーカーで印をつけてください。
別居先の家族構成 (同居者) (有・無)				
氏 名	続柄	年齢	収入額 (年額)	認定対象者に対する生活費負担額 (D)
福利健一	父	70	1,900,000 円	200,000 円

障害・遺族等の公的年金を受けている場合は、当該年金に係る年金額改定通知書の写し及び所得証明書の写しを添付してください。
給与及び年金以外に収入があり、確定申告をしている場合は、上記に加え、年金改定通知書、確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)を添付してください。

例: $(1,900,000 - 1,500,000) \times 1/2$
父の年間収入 母の年間収入
= 200,000
この例によらない場合は、実際の生活費負担額を記入してください。

記入例3

扶養事実届（検認用）

◆ 提出の際は、様式の右上に電算用ゴム印を押印すること。

I 認定対象者	氏名 (続柄)	公立利香 (長女)		生年月日	昭和 平成 令和 13 年 11 月 23 日 (22 歳)	性別	男 女
	居住状況	同居 別居 (別居の場合は右欄Ⅴも記入)					

配偶者欄が空欄の場合、Ⅳに記入が必要となる場合があります。

所属所名				組合員氏名			
所属所コード				組合員番号			
福利小学校				公立由香			
4	9	A	9	9	8	9	9

II 扶養理由	◆ 該当する項目すべてに○をしてください。 ※死別している場合は、その旨を記載してください。 ※離別している場合は、下記の2点について記載してください。 ①離別している旨 ②元配偶者からの送金の有無 なお、離別して、送金を受けている場合は、右欄Ⅳも記入してください。	
	長女は、アルバイト収入のみであり、収入額が少ない。 配偶者（夫）とは離別しており、送金も受けていないため、私が長女の生活費を負担している。	
前年1月～12月の状況	◆ 該当する項目すべてに○をしてください。 ※ 通常の扶養義務者とは、社会通念上、扶養第一義務を負うと考えられる者。又は、共同扶養における他の扶養義務者。	
	収入の有無：無・有 (具体的に記入 アルバイト) 収入の種別：無・有 (以下に記入) 収入「有」の場合は、以下のすべての収入等の有無に○をつけてください。	

収入等の種別	有無	
公的年金	有 無	老齢又は退職年金・その他 ()
私的年金	有 無	名称 ()
(注) 企業年金・財形年金・農業者年金も含まれます。		
給与収入	有 無	840,000
事業所得等	有 無	商業・工業・農業・漁業・その他 ()
(注) 原則として確定申告書及び損益計算書(収支内訳書)の写しが必要となります。		
その他	有 無	株等・利子・不動産・傷病手当金・その他 ()
年間収入額 (A)		840,000

組合員と同居者	氏名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入額 (年額)	組合員番号
	公立由香	本人 (組合員)	46	教員	○		5,500,000 円	
		配偶者 (有・無)					円	

※通常の扶養義務者が、Ⅲ及びⅤ以外にいる場合、Ⅳに記入してください。
例えば、子の特別認定において、配偶者と離別し別居している場合は、その者について記入してください。
その者から子に対して送金をしている場合は収入比較が必要になることがあります。
※その者が、公立学校共済組合の組合員である場合又は組合員の被扶養者である場合は収入比較は必要ありません。

IV 通常の扶養義務者	◆ 組合員本人以外に通常の扶養義務者がいる場合は、その者について記入してください。 通常の扶養義務者についてⅢ、Ⅴに記入した場合、記入不要です。							
	氏名	続柄	年齢	職業	公立学校共済組合員である場合には○	組合員本人の被扶養者である場合には○	収入見込み額 (年額)	摘要
							円	
	認定対象者との居住状況		同居・別居	別居の場合、送金額 (年額) を記入			円 (C)	

別居する事項	◆ 認定対象者に対する組合員及び他の送金者の送金額等				
	氏名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。)	送金の開始日
		本人 (組合員)	円 (B)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	年 月 日
	組合員本人以外の送金者の状況 (有・無)				組合員本人については、送金の事実が確認できる書類 (※) の添付が必要です。 (令和5年1月～令和5年12月分)
	氏名	続柄	送金額 (年額)	送金方法 (○で囲んでください。)	※送金の事実が確認できる書類とは、預金通帳の写し (原則被扶養者名義のもの)、現金書留の控え等です。
			円 (C)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	
			円 (C)	口座振り込み 現金書留 手渡し その他 ()	
	別居先の家族構成 (同居者 有・無)				
	氏名	続柄	年齢	収入額 (年額)	認定対象者に対する生活費負担額 (D)
				円	円
				円	円
				円	円

公立学校共済組合埼玉支部長 様

扶養の事実について上記のとおり申告します。
なお、被扶養者としての要件を欠くこととなった場合には、速やかに申告します。

令和 6 年 6 月 3 日 住 所 さいたま市浦和高砂△ー□ー○
申請者 氏 名 公立由香

事務局処理欄						
認定対象者の収入 (A)	組合員の送金額 (B)	組合員以外の者の送金額 (Cの計)	生活費負担額 (D)	総収入額 (左の計)	総収入の1/3	認定の可否

所属所名・コード					組合員氏名・番号				

給与等に関する証明書

下記のとおりに証明します。

記

※3、4については、確定している事項についてのみ
記入してください。

※雇用契約書など労働条件の詳細を記した書類がある場合は添付をお願いします（コピー可）。

- 1 対象者氏名 _____

2 採用日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日に終了・終了予定)

3 勤務形態: 常勤・パート・他 (_____)
 勤務日数、勤務時間: 固定勤務制 (1 か月 _____ 日、1 日 _____ 時間) ・シフト制・他 (_____)

4 給 与: 月給 _____ 円 ・ 日給 _____ 円 ・ 時給 _____ 円
 交通費: 無・有 → (月額・日額 _____ 円)
 諸手当: 無・有 → (支払日 _____ 種類 _____)

5 給与支給日: 毎月 _____ 日 (支払方法: 現金手渡 ・ 口座振込)
 ※休日にあたる時 (前日支払 ・ 当日支払 ・ 翌日支払)

6 給与等の支給額 (税金等控除前の総支給額で、交通費・諸手当を含みます。)

(a) 証明日から直近 1 年間分の 支給額を記入				(b) (a)の合計金額が130万円 以上の場合には、さらに 遡って 1 年間分を記入				(c) (b)の合計金額が130万円 以上の場合には、さらに 遡って 1 年間分を記入			
給与支払月		勤務 日数	支給額	給与支払月		勤務 日数	支給額	給与支払月		勤務 日数	支給額
年	月	日	円	年	月	日	円	年	月	日	円
12か月の合計				12か月の合計				12か月の合計			

※表は支払日が古い順に上から下へ記入してください。

※他の勤務先との合計金額により、証明期間を追加していただく場合があります。

公立学校共済組合埼玉支部長 様

令和 年 月 日

事業主 住所
事業所名
代表者名
電話番号

印

押印は必須ではありません。
 なお、内容確認のため
 こちらから連絡をさ
 せていただくことが
 あります。

(問合せ先) 公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当 TEL:048-830-6694

記入例

給与等に関する証明書

下記のとおり証明します。

記

※3、4については、確定している事項についてのみ記入してください。
※雇用契約書など労働条件の詳細を記した書類がある場合は添付をお願いします（コピー可）。

- 1 対象者氏名 福利 京子
- 2 採用日: 令和 4 年 1 月 1 日 (年 月 日に終了・終了予定)
- 3 勤務形態: 常勤・パート・他 ()
勤務日数、勤務時間: 固定勤務制 (1 か月 日、1 日 時間)・シフト制・他 ()
- 4 給与: 月給 円・日給 円・時給 1,100 円
交通費: 無・有→(月額・日額 200 円)
諸手当: 無・有→(支払日 12/20 種類 賞与 (100,000円))
- 5 給与支給日: 毎月 5 日 (支払方法: 現金手渡・口座振込)
※休日にあたるとき (前日支払・当日支払・翌日支払)
- 6 給与等の支給額 (税金等控除前の総支給額で、交通費・諸手当を含みます。)

(a) 証明日から直近1年間分の支給額を記入				(b) (a)の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って1年間分を記入				(c) (b)の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って1年間分を記入			
給与支払月		勤務日数	支給額	給与支払月		勤務日数	支給額	給与支払月		勤務日数	支給額
年	月	日	円	年	月	日	円	年	月	日	円
R5	7	18	109,800	R4	7	22	134,200	R4	2	16	97,600
5	8	25	152,500	4	8	21	152,500	4	3	18	97,600
5	9	15	91,500	4	9	16	128,100	4	4	22	109,800
5	10	19	115,900	4	10	15	115,900	4	5	21	134,200
5	11	16	97,600	4	11	25	91,500	4	6	16	128,100
5	12	19	223,500	4	12	15	91,500				
R6	1	25	152,500	R5	1	16	97,600				
6	2	19	115,900	5	2	18	97,600				
6	3	15	91,500	5	3	18	97,600				
6	4	21	128,100	5	4	19	115,900				
6	5	19	115,900	5	5	14	85,400				
6	6	22	134,200	5	6	14	85,400				
12か月の合計			1,517,500	12か月の合計			1,305,400	12か月の合計			664,900

令和5年12月に賞与が支給された場合の支給額の内訳
時給 1050×6H×19日＝ 119,700 円
交通費 200×19日＝ 3,800 円
賞与 100,000 円
税引き前給与支払総額 223,500 円

※表は支払日が古い順に上から下へ記入してください。
※他の勤務先との合計金額により、証明期間を追加していただく場合があります。

公立学校共済組合埼玉支部長 様
令和 6 年 6 月 30 日

事業主 住所 所沢市北野1-35
事業所名 (株) スーパー埼玉 所沢店
代表者名 店長 ****
電話番号 042-**-****

代表者印

押印は必須ではありません。
なお、内容確認のためこちらから連絡をさせていただきます。

(問合せ先)公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当 TEL:048-830-6694

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※1については、雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※2です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【組合員・被扶養者記載欄】

提出年月日※3		令和 年 月 日
組合員	(フリガナ) 氏 名	
	組合員等記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	
	組合員等記号・番号	

※3 組合員の所属所や地方公務員共済組合に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー			
事業所名称				
事業主氏名				
電話番号				
雇用契約により本来想定される年間収入				円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）				円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所や共済組合に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。

(様式第5号の5)

所属所名	組合員氏名
所属所コード	組合員証番号

給与等に関する証明書(一時的な収入変動あり)

下記のとおり証明します。

記

※3、4については、確定している事項についてのみ記入してください。
※雇用契約書など労働条件の詳細を記した書類がある場合は添付をお願いします(コピー可)。

- 1 対象者氏名
- 2 採用日： 年 月 日 (年 月 日に終了・終了予定)
- 3 勤務形態：常勤・パート・他 ()
勤務日数、勤務時間：固定勤務制 (1 か月 日、1 日 時間) ・シフト制・他 ()
- 4 給 与：月給 円・日給 円・時給 円
交通費：無・有→(月額・日額 円)
諸手当：無・有→(支払日 種類)
- 5 給与支給日：毎月 日 (支払方法： 現金手渡・口座振込)
※休日にあたるとき (前日支払・当日支払・翌日支払)
- 6 給与等の支給額 (税金等控除前の総支給額で、交通費・諸手当を含みます。)

「恒常収入額」欄には、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な業務量増加分を除いた金額を記入してください

(a) 証明日から直近1年間分の支給額及び恒常収入額を記入					(b) (a)の「恒常収入額」の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って1年間分を記入					(c) (b)の「恒常収入額」の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って1年間分を記入				
給与支払月	勤務日数	支給額	恒常収入額		給与支払月	勤務日数	支給額	恒常収入額		給与支払月	勤務日数	支給額	恒常収入額	
年	月	日	円	円	年	月	日	円	円	年	月	日	円	円
12か月の合計			円	円	12か月の合計			円	円	12か月の合計			円	円

※ 表は支払日が古い順に上から下へ記入してください。

公立学校共済組合埼玉支部長 様

令和 年 月 日

住 所

事業主 事業所名

代表者名

電話番号

印

押印は必須ではありません。なお、内容確認のためこちらから連絡をさせていただくことがあります。

(問合せ先)公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当 TEL:048-830-6694

(様式第5号の5)

記入例

所属所名 所属所コード	所属所名 組合員証番号

給与等に関する証明書(一時的な収入変動あり)

下記のとおり証明します。

記

※3、4については、確定している事項についてのみ記入してください。
※雇用契約書など労働条件の詳細を記した書類を添付してください(コピー可)。

- 1 対象者氏名 福利 京子
- 2 採用日: 令和 3年 10月 20日(年 月 日に終了・終了予定)
- 3 勤務形態: 常勤 パート 他 ()
勤務日数、勤務時間: 固定勤務制 (1 か月 日、1 日 4時間) ・ シフト制 他 ()
- 4 給 与: 月給 円・日給 円・時給 1,100円
交通費: 無 ・ 有→(月額・日額 円)
諸手当: 無 ・ 有→(支払日 種類)
- 5 給与支給日: 毎月 5 日 (支払方法: 現金手渡 口座振込)
※休日にあたる時 (前日支払・当日支払・翌日支払)
- 6 給与等の支給額 (税金等控除前の総支給額で、交通費・諸手当を含みます。)
- 「恒常収入額」欄には、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な業務量増加分を除いた金額を記入してください

(a) 証明日から直近1年間分の支給額及び恒常収入額を記入					(b) (a)の「恒常収入額」の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って1年間分を記入					(c) (b)の「恒常収入額」の合計金額が130万円以上の場合には、さらに遡って1年間分を記入				
給与支払月	勤務日数	支給額	恒常収入額		給与支払月	勤務日数	支給額	恒常収入額		給与支払月	勤務日数	支給額	恒常収入額	
年	月	日	円	円	年	月	日	円	円	年	月	日	円	円
R5	7	21	108,400	92,400	R4	7	21	92,400	92,400					
R5	8	22	113,800	96,800	R4	8	23	101,200	101,200					
R5	9	21	113,800	92,400	R4	9	22	96,800	96,800					
R6	10	22	113,800	96,800	R4	10	21	92,400	92,400					
R6	11	22	103,000	96,800	R4	11	22	96,800	96,800					
R6	12	21	119,200	92,400	R4	12	22	96,800	96,800					
R6	1	23	103,000	101,200	R5	1	22	112,800	96,800					
R6	2	21	119,200	92,400	R5	2	20	104,000	88,000					
R6	3	21	113,800	92,400	R5	3	23	117,200	101,200					
R6	4	22	108,400	96,800	R5	4	20	104,000	88,000					
R6	5	23	119,200	101,200	R5	5	23	117,200	101,200					
R6	6	20	108,400	88,000	R5	6	22	112,800	96,800					
12か月の合計			1,344,000円	1,139,600円	12か月の合計			1,244,400円	1,148,400円	12か月の合計			円	円

※ 表は支払日が古い順に上から下へ記入してください。

公立学校共済組合埼玉支部長 様

令和 6 年 7 月 20 日

事業主

住 所
事業所名
代表者名
電話番号

さいたま市浦和区高砂3-◎-△
株式会社 ○△◇
代表取締役社長 共済 福男
048-***-****

印

押印は必須ではありません。なお、内容確認のためこちらから連絡をさせていただくことがあります。

(問合せ先) 公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当 TEL:048-830-6694

別紙 4

所 属 所 名	組 合 員 氏 名
所属所コード	組 合 員 番 号

別居被扶養者に係る認定取消申告書

公立学校共済組合埼玉支部長 様

申告年月日 令和 年 月 日
所属所名
氏 名

下記のとおり、別居扶養の認定基準を満たさなくなりましたので申告します。

記

1 認定基準を満たさなくなった理由（該当する理由番号に○をすること。）

※ (1)	認定対象者の収入が増額した。又は収入を得るようになった。
(2)	組合員の送金額が減少した。 ・組合員の送金額が、認定対象者の収入・組合員の送金額・他の者の生活費負担額の合計額の3分の1以上でなくなった。
(3)	組合員が送金をしなくなった。
(4)	他の送金者の送金額が増額した。 ・他の者の生活費負担額が組合員の送金額を上回った。
(5)	その他（ ）

2 上記の事実が発生した日

平成・令和 年 月 日

※ 上記 1－(1) についてはその事実が分かる書類を添付すること。
例) 被扶養者の年金額が増額した場合、その改定通知書の写し等

所属所名					組合員氏名					
所属所コード					組合員番号					

同 意 書

公立学校共済組合埼玉支部長 様

私は、公立学校共済組合埼玉支部が 令和5年度の**組合員被扶養者証の検認事務**进行处理するために限って、地方税関係情報を取得することに同意します。

なお、本書の提出の際の事務処理に限っての同意であることを申し添えます。

令和 年 月 日

※ 組合員が自ら署名をしてください。

組合員住所		1月1日の 住民票の市町村名
組合員氏名		

※ 被扶養者の方についても同意する者が自ら署名をしてください。

被扶養者住所		1月1日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

被扶養者住所		1月1日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

被扶養者住所		1月1日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

※ この様式は、被扶養者証の検認に係る審査事務に関して、共済組合がマイナンバーを利用して市町村民税情報を照会することに同意する場合に提出してください。

※ この同意書を提出することにより、所得証明書の提出を省略することができます。

なお、照会の結果、収入状況が確認できなかった場合は、所得証明書の提出を求める場合があります。

記入例

所属所名				
所属所コード				
福利高等学校				
6	0	A	9	9

組合員氏名					
組合員番号					
福利 昭男					
2	3	4	2	3	4

同意書

公立学校共済組合埼玉支部長 様

私は、公立学校共済組合埼玉支部が 令和 5 年度の組合員被扶養者証の検認事務を処理するために限って、地方税関係情報を取得することに同意します。

なお、本書の提出の際の事務処理に限っての同意であることを申し添えます。

令和 6 年 6 月 8 日

※ 組合員が自ら署名をしてください。

組合員住所	さいたま市浦和区高砂 3 - 1 4 - 2 1	1 月 1 日の 住民票の市町村名
組合員氏名	福利 昭男	さいたま市

※ 被扶養者の方についても同意する者が自ら署名をしてください。

被扶養者住所	さいたま市浦和区高砂 3 - 1 4 - 2 1	1 月 1 日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	福利 晶子 続柄 (長女)	さいたま市

被扶養者住所		1 月 1 日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

被扶養者住所		1 月 1 日の 住民票の市町村名
被扶養者氏名	続柄 ()	

※ この様式は、被扶養者証の検認に係る審査事務に関して、共済組合がマイナンバーを利用して市町村民税情報を照会することに同意する場合に提出してください。

※ この同意書を提出することにより、所得証明書の提出を省略することができます。

なお、照会の結果、収入状況が確認できなかった場合は、所得証明書の提出を求める場合があります。

所 属 所 名	組 合 員 氏 名
所 属 所 コード	組 合 員 番 号

扶養手当支給証明書

下記の職員に係る被扶養者について、当該市町村の給与等に関する条例等に基づき、扶養手当を支給していることを証明します。

記

1 職員

所属所
氏 名

2 上記の職員に係る扶養手当該当者

	氏 名	性別	続柄	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				

公立学校共済組合埼玉支部長 様

令和 年 月 日

市町村名

証明権者

職名・氏名

(市町村長、教育長、校長等)

印

この用紙は、公立学校共済組合の検認のため、市町村費教職員のうち扶養手当を受給している場合に提出していただくものです。